

まん延防止等重点措置の実施に係る飲食店に対する協力金

「まん延防止等重点措置」の実施に伴い、兵庫県内全域の飲食店等に対して、営業時間の短縮（以下「時短営業」といいます。）と酒類提供の禁止等を要請します。

これらの要請に応じていただいた飲食店等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10期）」を支給します。申請は、要請期間終了後に受付開始します。

1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）等に協力していただいた店舗に支給します。

3 支給額等

項目	新型コロナ対策適正認証店	左記以外の店舗（非認証店）
対象期間	令和4年1月27日(木)～令和4年2月20日(日)（25日間）	
対象施設	県内全域の、飲食店・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
主 要 請 内 容	（時短要請） 下記①又は②いずれかの対応を要請 ①通常、午後9時を超えて営業する店舗 ・営業時間を午後9時までに短縮、かつ ・酒類の提供(*)を午前11時から午後8時30分までとする。 ②通常、午後8時を超えて営業する店舗 ・営業時間を午後8時までに短縮、かつ ・酒類の提供(*)を終日しない。	（時短要請） 通常、午後8時を超えて営業する店舗が、 ・営業時間を午後8時までに短縮し、かつ、 ・酒類の提供(*)を終日しない。
	（その他の要請） ・同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食（ただし、ワケシ・検査パッケージ登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可） ・感染対策の徹底	（その他の要請） ・同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得推奨 ・感染対策の徹底
支 給 額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大25日間） <中小企業> 2019年から2021年までのいずれかの年（以下「前年等」という。）の2月の1日当たり売上高に応じて単価決定 【要請①の場合】 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額 ・25万円超の店舗：7.5万円 【要請②の場合】 ・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円	<中小企業> 前年等の2月の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円

	<p><大企業> ※中小企業もこの方式を選択可 前年等の2月の1日当たり売上高の減少額×0.4（上限20万円） ただし、要請①の場合の上限は、20万円又は前年等の2月の1日 当たり売上高×0.3のいずれか低い額</p>
--	--

* 利用者による酒類の店内持ち込みを含みます。

4 協力金の早期支給

今回の協力金については、早期支給を実施しません。

【参考】 中小企業の運営する店舗に関する協力金額の取扱い（第10期）

（パターンA）要請期間の初日以前から「認証店」であった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
要請①	21時までの時短営業（酒類提供20時30分まで）	2.5万円～7.5万円
要請②	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	3万円～10万円
要請①	時短営業期間の途中で、応じる要請を変更	（要請①に応じた日）2.5万円～7.5万円
要請②		（要請②に応じた日）3万円～10万円

（パターンB）要請期間の途中で「認証店」となった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店要請	非認証店時 20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	（要請に応じた日）3万円～10万円
要請①	認証店時 21時までの時短営業（酒類提供20時30分まで）	（要請①に応じた日）2.5万円～7.5万円
要請②	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	（要請②に応じた日）3万円～10万円

（パターンC）要請期間を通して「非認証店」であった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店要請	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	3万円～10万円